

を受け、年頭及び慶事の際には登城して御能を勤めた。これは土分の待遇であつた。又在金澤の諸橋・波吉兩大夫は、御歩並の待遇で、十人扶持を受けてゐた。その他の役者は多く三人扶持であつた。

ノグチゴロザエモン 野口五郎左衛門 大聖寺侯前田利章が尙金澤にゐた時、元祿六年六月その抱役となり、次いで大聖寺に隨從し、奥御用人に任ぜられて樞機に参畫した。

ノグチサヘイジ 野口左平次 横山大膳康玄に仕へ、大坂再役に大膳の交槍を助け、因つて與力となり、正保四年小松にて馬廻組に進み、二百石を賜はつた。萬治元年歿。子孫藩に世襲する。

ノグチシゲモト 野口重元 通稱權太郎、五郎左衛門。寛文二年父左平次重勝の遺知二百石を襲ぎ、後百石を加へ、享保二年歿した。

ノグチヒヨウ 野口兵部 大聖寺藩士。父は五郎左衛門。寶永三年前田利章の側小姓となつて、合力米三十俵外七人扶持・衣服料金二十五兩を得、七年利章の大聖寺に入るに及んで之に従ひ、累進して享保十七年十二月には知行千石の御家老になつた。然るに寶曆四年十一月藩が幕府の三州吉田橋梁替助役に不首尾であつた爲、兵部は加賀藩より隠居を命ぜられ、家督知行百五十石を減じ、蘆庵と改め、五年四月六十歳を以て歿した。兵部の職に在る時、勢威並ぶものなく、眼中に人なき如くであつたといふ。

ノグチユキノブ 野口之布 通稱斧吉・福藏、諱は之布、字は士政、犀陽と號した。加賀藩の老臣横山氏に仕へ、萬延元年昌平費に學んで歸るに及び、家宰平出甚左衛門に建議

し、子弟の爲に學問所を設けしめ、國史新論・回天詩史・瀟環志略等の書を講じ、勤王の志氣を鼓舞すると共に、内外の形勢に通曉せしめんと企てた。爾後之布、不破富太郎等諸士と共に藩論を尊攘に誘導すべく奔走し、同志福岡惣助の處罰中なるに拘らず、之を訪うて相議する所あつた爲、元治元年の變に、八月十六日藩は之布を永世主人預禁牢とすること命じた。是を以て之布は横山三左衛門隆平の邸に綱せられたが、明治元年三月廿三日大赦令に依つて宥され、同年北越の役に藩の探偵として従軍し、二年正月士籍に編入、後文部・司法二省の屬官を經、侯爵前田家の編修に從ひ、三十一年三月廿二日歿した。享年六十九。この日特旨を以て從六位に叙せられた。加賀藩勤王始末・犀陽遺文の著がある。

ノグチ 籠庫 矢の籠竹を収める倉庫があつた所で、前田利長又は利常の時代に初つたのであらう。この地寛永十四年以前既に的場があり、射手の子弟に練習せしめ、弓足輕にも一月七次の演射を行はしめた。籠庫では又巻藥の練習ができ、的場では籠竹も乾燥せられたが、城内三丸の積古藁が開かれるに及び、籠庫の練習は止んだ。この境域は後に壯猶館の開かれる所である。

ノゲ 野毛 藩政の時、山地にして樹木なく、萱・薄のみを生じ、山役錢を徴收せられる地をいふ。若しこゝに雜木を生ずるに至れば柴山と稱し、更に良材を有する時は百姓持林といふた。

ノコギリサキ 鋸崎 鳳至郡皆月なる藻浦の東方を限る小岬で、全部斷崖より成り、その縁邊鋸齒狀をなすが故に名づける。

ノコギリビキ 鋸引の刑は寛永二十年に行はれた例がある。能美郡小松の馬廻の士宮部彌三右衛門の下婢十四歳なるものが、脇刺を以て主人を殺した罪により、今江の松原で竹鋸を以て引殺し、その死屍を磔刑に處したのほそれである。

ノザカサダカツ 野坂貞勝 通稱六郎・忠太夫。初め新番となり、天明五年新知百五十石を得て新番小頭に進み、寛政三年五十石を加へ、組外に列し、新御居宅御用人・奥御納戸奉行等に歴任した。

ノザカシヨウダツ 野坂宣達 初め御坊主より出で、享保十二年御坊主頭として新知七十石を受け、十九年六十六歳を以て歿。その子彌太夫に至つて組外に進み、子孫相繼いで藩に仕へる。

ノザキ 野崎 鹿島郡能登島庄に屬する部落。延文二年七月二日惟宗經光の判書に、『天野安藝守遠政所領能登國能登島東方内野崎・飯浦兩村』と見え、又能登名跡志には、『野崎村御藏所にて、高札場あり。島の路にて千石高は此村と向田村許り也。』とある。この地に一本松と稱する赤松があり、樹高二六米許、胸高周圍六米、地上一米八の所にて五幹に分かれ、枝葉四方に廣がつて實に壯大である。

ノザキオリト 野崎織人 初め金十郎。父權三郎兼春の後を受けて二百石を領したが、天明六年十一月廿二日盜賊を行つたこと露顯して揚屋に入り、後遠島を命ぜられて八年四月廿一日配所に出發した。時に廿七歳。

ノザキカネミチ 野崎兼通 通稱市郎右衛門。廣橋一齋の子で野崎氏を冒し、二百石を領し、元祿五年歿。それより五代織人に至り

家斷絶した。

ノザキケンシヨウ 野崎玄省 大聖寺藩主前田利明の尙金澤に在つた時近習となり、萬治三年大聖寺に移るに及び、知行五十石を給うて、その生母南嶺院附の醫となり、寛文五年南嶺院遠逝後は表醫師に轉じ、元祿十四年歿、享年八十歳。玄省傍ら儒學を能くしたといふ。

ノザキジヨウ 野崎城 鹿島郡能登島の野崎に在つて、里人は城山と稱するが、實際城壁であつたか否かは明らかでない。

ノザキノブカズ 野崎宣三 通稱惣八。正保四年初めて前田利常に仕へ、祿加増とも二百石に至り、萬治元年大小將組表御納戸奉行に任じ、元祿七年御免、十五年八十一歳を以て歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

ノザラシ 野晒 羽咋郡牛下領の海邊砂濱で、寶曆の調査に先年より名所であると記する。

ノジ 野地 ジツ 能美郡輕海郷に屬する部落。三宮古記に、河内庄内野地住人藤四郎が見える。

ノシアハビ 熨斗鮑 鳳至郡船倉島の鮑漁は、特に輪島の海士の專業とする所であつたが、前田氏は米菴を給して之を保護すると共に、その製する熨斗鮑及び乾鮑を藩に納れて運上に當てしめた。明治の後熨斗鮑の需要を絶つたから、海士はその製造を止め、乾鮑即ち蒸鮑の販賣のみを盛にすることになつた。

ノシタテ 熨斗立 四分板などを堅に並べた板塀。安政三年八月本郷邸の風損書に、『御居宅御圍斗立吹倒』などある。

ノシメ 熨斗目 藩政時代に、禮装の際に